

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

猪名川町長 岡本 信司

市町村名 (市町村コード)	猪名川町 (28301)
地域名 (地域内農業集落名)	笹尾地区 ( 笹尾集落 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

笹尾地区は、約17haが基盤整備済みであり、農事組合法人スリーエス営農組合により米とそばのブロックローテーションを行っている。平成26年に営農組合を法人化し運営を行っているが、後継者不足や機械の更新が課題となっており、現状以上の規模拡大は難しい。また、土地利用型の営農であり、資材等の高騰など収益低下が懸念される。  
 地区全体として、獣害被害が課題となるとともに、未整備地区における耕作条件の改善や作物選定を進める。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・現在の営農体系を継続しつつ、米のブランド化を進め収益向上を図る。また、イチゴの観光農園が参入予定であり、地元農家と連携を行うことで地域への溶け込みを後押しする。  
 ・旧六瀬中学校へ新たに参入する学校法人があることから、当該施設を拠点とし地域交流を行うとともに、農地付き住宅として移住など多様な促進を行い、地域農業及び地域活性化を図る。  
 ・未整備田の活用として、市民農園の開設を検討する。  
 ・都市農村交流事業に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大意向や新規就農者があった際には、できる限り集団で貸付できるよう調整する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは、基本的に中間管理機構を通じて行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
一定の基盤整備は終了していることから、保守管理を計画的に実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
営農組合が農業研修を実施することで、新規就農者を育成し、地域へ定着するよう働きかける。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
営農組合で賄えない部分について、農業支援サービスの検討も進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/> ③スマート農業	<input type="radio"/> ④畑地化・輸出等	<input type="radio"/> ⑤果樹等
<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携等	<input type="radio"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害柵の設置や対策方法等について、関係機関と連携し積極的に取り組む。
- ③ 高齢化・人手不足により農作業が負担となっていることから、機械化・スマート化を検討する。
- ②⑦ 多面的機能支、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払制度を活用する。
- ⑤ 地域で栽培されている栗の栽培技術継承・規模拡大に取り組む
- ③⑧ 観光イチゴ園におけるスマート農業を推進するとともに、小規模で実験的(ラボ)にも取り組めないか検討する。